

保護者 殿

## 学校感染症による出席停止について

富山県立大沢野工業高等学校  
校長 當 流 谷 正 博

本日、お子様が学校感染症の診断を受けたとの連絡をいただきました。

下記のとおり感染症の診断を受けた場合は、学校保健安全法（第19条）に基づき、感染の恐れのある期間は出席停止となります。

病気が回復し、医師からの登校許可が出ましたら、下記の用紙に証明していただき学校（担任）へ提出してください。

学 校 感 染 症 と 出 席 停 止 の 期 間			
種類	病 名	期 間	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない
	百日咳	特有の咳が消失するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで	
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がか皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症		

----- キ リ ト リ -----

### 証 明 書

富山県立大沢野工業高等学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 氏名

「上記の生徒は、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校しても差し支えないものと認めます。」

病 名 \_\_\_\_\_

平 成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

病院名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_